

産業用地検討調査（事前調査）委託企画提案審査委員会設置要領

（目的）

第1条 この要領は、産業用地検討調査（事前調査）委託の執行において、公募型プロポーザル方式により、受注業者を選定するにあたり、企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、企画提案方式による事業者の選定を厳正かつ公平に行うことを目的とする。

（業務）

第2条 審査委員会は、次の各号に掲げる事項を調査審議した上で、当該業務に最も適した事業者を選定するものとする。

(1) 事業者を選定するための基準

(2) 次に掲げる内容の審査

ア 企画提案書

イ 見積書

ウ プレゼンテーション

(3) その他必要と認めるもの

（組織）

第3条 審査委員会は、委員8名で組織する。

2 委員は、次の職員をもって充てる。

(1) 総合政策部長

(2) 総務部長

(3) 産業振興部長

(4) 建設環境部長

(5) 財政課長

(6) 商工観光課長

(7) 都市整備課長

(8) 企画政策課長

3 審査委員会に委員長を置き、委員長は総合政策部長が務める。

4 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故等があるときは又は委員長が欠けたときは、企画政策課長がその

職務を代理する。

(審査委員会)

第4条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査委員会は、過半数の出席をもって成立する。

(意見の聴取)

第5条 委員長は、必要があると認めたときは、随時委員以外の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 審査委員会の事務局は、企画政策課内に置くものとする。

(秘密の保持)

第7条 審査委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年2月28日から施行し、事業者が選定された日の翌日にその効力を失う。